

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、下表のとおりです。

注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は、新しい使用料となります。

問い合わせ＝中部台テニスコート（☎0598-23-9655）

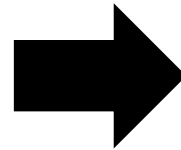
中部台管理事務所（☎0598-26-1472）〔Gコート、壁打コート〕

さんぎんアリーナ（松阪市総合体育館）（☎0598-26-7155）

松阪市中部台テニスコート 施設使用料

改正前

施設	時間区分	使用料
テニスコート1面（A, B, C, D, E及びFコート）につき	①午前9時から正午まで専用使用	1,180円
	②午後1時から午後4時30分まで専用使用	1,290円
	③午後5時30分から午後8時30分まで専用使用	1,980円
テニスコート1面（A, B, C, D, E及びFコート）につき	専用使用以外の公開日における個人使用、時間区分①、②及び③の時間内で1人1時間	110円
テニスコート〔Gコート（壁打コート含む）〕	午前9時から午後5時までの時間内で1時間（専用使用は行わない）	110円
シャワー室	10分	100円



改正後

施設	時間区分	使用料
テニスコート1面（A, B, C, D, E及びFコート）につき	①午前9時から正午まで専用使用	1,210円
	②午後1時から午後4時30分まで専用使用	1,320円
	③午後5時30分から午後8時30分まで専用使用	2,020円
テニスコート1面（A, B, C, D, E及びFコート）につき	専用使用以外の公開日における個人使用、時間区分①、②及び③の時間内で1人1時間	110円
テニスコート〔Gコート（壁打コート含む）〕	午前9時から午後5時までの時間内で1時間（専用使用は行わない）	110円
シャワー室	10分	100円

備考

1 午前9時から午後4時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②の額の合計額。午後1時から午後8時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分②、③の額の合計額。午前9時から午後8時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②、③の額の合計額とする。

2 テニスコートについては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20%増（10円未満は、四捨五入とする。）とする。

備考

1 午前9時から午後4時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②の額の合計額。午後1時から午後8時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分②、③の額の合計額。午前9時から午後8時30分までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②、③の額の合計額とする。

2 テニスコートについては、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20%増（10円未満は、四捨五入とする。）とする。